

# 埋蔵文化財発掘調査作業員 応募要項等

## 1. 発掘調査について

土地に埋蔵されている文化財のことを「埋蔵文化財」と呼びます。「遺跡」とほぼ同じ意味です。埋蔵文化財は一度破壊すると二度と復元できませんので、現状でそのまま残すのが、後世の人々のためには最良の方法です。しかしやむを得ない場合は、発掘調査を実施して、記録として保存します。

発掘調査は、遺構（昔の人々の生活跡：住居跡など）や遺物（昔の人々の使用した物：土器・石器など）を発見し記録していく作業です。

## 2. 仕事内容

専門の調査員の指示に従い、埋蔵文化財発掘調査の補助作業を行います。

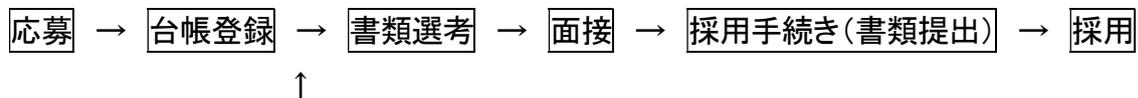
作業の中で大きな割合を占めるのは、遺構や遺物を覆っている土を掘る作業です。遺物にかかった土をハケなどで払うようなイメージをお持ちの方も多いかと思いますが、そのような作業はごく一部です。作業の多くは移植ゴテ（園芸用の小さなスコップ）などによる土の掘削と、掘り出した土の運搬になります。手首や腰への負担を考慮してください。

また、掘り出された遺構や遺物の形や位置を測量して図面を作成する作業の補助や、写真撮影の補助などもしていただきます。

野外作業以外に、出土した遺物の洗浄・整理といった作業を行うこともあります。

なお、作業用の衣服（作業着・靴・帽子など）、昼食、飲料水などは各自でご用意ください。

## 3. 応募から採用まで



発掘調査の計画決定

※台帳登録期間は、登録受付日から翌年3月31日（郵送の場合消印有効）。

各年度の登録となりますので、年度が替わる際には、申込書を改めて提出していただく必要があります。

市が実施する発掘調査は、主に開発等に伴って不定期に起こります。発掘調査の実施が決まった場合、台帳に登録していただいた方の中から埋蔵文化財発掘調査作業員を選考し、採用します。つまり、登録されていても採用されない場合があります。

#### 4. 勤務条件

- ◎職 種 会計年度任用職員（技能労務職等一作業員）
- ◎年 齢 等 健康で体力のある方
- ◎勤 務 地 市内の発掘現場及び埋蔵文化財調査室（本大久保4丁目）
- ◎勤 務 日 月曜日～金曜日（原則として月15日以内、応相談）
- ◎勤務時間 午前9時30分～午後4時の5時間30分（昼休み1時間）  
ただし、天候や調査の都合により変更する場合があります。
- ◎休 日 土・日・祝日
- ◎賃 金 1,359円～1,479円
- ◎そ の 他 交通費支給（条件あり）

#### 5. 応募方法

- ◎提出書類 「習志野市会計年度任用職員登録申込書」（指定用紙）  
※記入の上、必ず所定の写真（スナップ写真不可）を貼付してください。  
※希望職種は「技能労務職等一作業員」としてください。
- ◎提 出 日 随時
- ◎提 出 先 習志野市鷺沼2-1-1  
習志野市教育委員会 生涯学習部 社会教育課 文化財係  
または、習志野市役所 総務部 人事課  
※持参または郵送してください。

上記の内容を確認の上、ご応募ください。

問合せ

社会教育課 文化財係 TEL（代）047-451-1151（内線462）